

平成 28 年第 1 回

十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

平成28年第1回定例会議録目次

平成28年2月24日（水曜日）

○ 議事日程第1号	3
○ 本日の会議に付した事件	3
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第2 会期の決定	6
○ 日程第3 議案第1号 十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第2 1 議案第19号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
○ 発言の訂正について	9
○ 日程第3 議案第1号 十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
○ 日程第4 議案第2号 十和田地域広域事務組合個人情報保護条例の制定について	1 1
○ 日程第5 議案第3号 十和田地域広域事務組合行政不服審査条例の制定について	1 1
○ 日程第6 議案第4号 十和田地域広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について	1 2
○ 日程第7 議案第5号 十和田地域広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 2
○ 日程第8 議案第6号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 3
○ 日程第9 議案第7号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
○ 日程第10 議案第8号 平成28年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	1 3
○ 日程第11 議案第9号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	1 4
○ 日程第12 議案第10号 平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	1 9
○ 日程第13 議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	2 0
○ 日程第14 議案第12号 平成28年度十和田地域広域事務組合火葬特	

別会計予算	20
○ 日程第15 議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	21
○ 日程第16 議案第14号 平成27年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第2号)	21
○ 日程第17 議案第15号 平成27年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)	22
○ 日程第18 議案第16号 平成27年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)	22
○ 日程第19 議案第17号 平成27年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第2号)	23
○ 日程第20 議案第18号 十和田地域広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
○ 日程第21 議案第19号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
○ 閉 会	24

平成28年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 平成28年 2月24日

閉会 平成28年 2月24日

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	原案可決
議案第2号	十和田地域広域事務組合個人情報保護条例の制定について	〃	〃
議案第3号	十和田地域広域事務組合行政不服審査条例の制定について	〃	〃
議案第4号	十和田地域広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について	〃	〃
議案第5号	十和田地域広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第6号	十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第7号	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第8号	平成28年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	〃	〃
議案第9号	平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	〃	〃
議案第10号	平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	〃	〃
議案第11号	平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	〃	〃
議案第12号	平成28年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	〃	〃
議案第13号	平成28年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	〃	〃
議案第14号	平成27年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）	〃	〃
議案第15号	平成27年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）	〃	〃

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第16号	平成27年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）	2月24日	原案可決
議案第17号	平成27年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
議案第18号	十和田地域広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第19号	十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議事日程第1号

平成28年2月24日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第2号 十和田地域広域事務組合個人情報保護条例の制定について
- 第5 議案第3号 十和田地域広域事務組合行政不服審査条例の制定について
- 第6 議案第4号 十和田地域広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第7 議案第5号 十和田地域広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第6号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第7号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第8号 平成28年度十和田地域広域事務組合一般会計予算
- 第11 議案第9号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算
- 第12 議案第10号 平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算
- 第13 議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算
- 第14 議案第12号 平成28年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算
- 第15 議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算
- 第16 議案第14号 平成27年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第15号 平成27年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第16号 平成27年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第17号 平成27年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第18号 十和田地域広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第19号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	山端	博君
2番	江渡信	貴君
3番	高坂	茂君
4番	母良田	昭君
5番	澤上	訓君
6番	木村忠	一君
8番	赤石繼	美君
9番	山本	実君
10番	苔米地	繁雄君
11番	古田	陸夫君
12番	細川	真理子君
13番	畑山	親弘君
14番	戸来	伝君
15番	小川	洋平君

欠席議員（1名）

7番 小村初彦君

説明のため出席した者

管理者	小山田	久君
副管理者	吉田	豊君
副管理者	三村	正太郎君
副管理者	三浦	正名君
副管理者	須藤	良美君
副管理者	西村	雅博君
事務局長	東大野	達也君
消防長	中居	雅俊君
次長	竹ヶ原	英夫君
警防課長	高森	仁史君
予防課長	高野	明広君
消防通信指令課長	古舘	正樹君
十和田消防署長	樋口	信登君
六戸消防署長	米田	悟君
十和田湖消防署長	森	一仁君
会計管理者	澤頭	正人君
監査委員	高野	洋三君

監査委員事務局長	和田	正人	君
教育委員会委員長	小野寺	功	君
教 育 長	米 田	省三	君
教 育 部 長	田 上	守男	君
教育総務課長	中 山	信義	君
学校給食センター所長	福 沢	健悦	君
業 務 課 長	小山田	亮二	君
総 務 課 長	柴 宮	一成	君

職務のため出席した事務局職員

課 長 補 佐	八 戸	郁 子
係 長	小笠原	誓 子
主 査	東	浩 治

開 会

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小川洋平君） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成 28 年 2 月 9 日告示招集されました平成 28 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小川洋平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、13 番畑山親弘君、14 番戸来伝君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（小川洋平君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第 21 議案第 19 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平君） 日程第 3、議案第 1 号 十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 21、議案第 19 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案 19 件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（小山田 久君） おはようございます。平成 28 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 1 号の十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改

正する条例の制定については、行政不服審査法の施行に伴い、同法による審理員の指名を不要とする場合を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものであります。

議案第2号の十和田地域広域事務組合個人情報保護条例の制定については、個人情報の保護や適正な取り扱いを図るため、必要な事項を定めるためのものであります。

議案第3号の十和田地域広域事務組合行政不服審査条例の制定については、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に係る諮問を受けて調査審議するため、既存の情報公開審査会を統合した十和田地域広域事務組合行政不服審査会の組織及び審理手続並びに手数料に関する事項を定めるためのものであります。

議案第4号の十和田地域広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるためのものであります。

議案第5号の十和田地域広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価及び退職管理の公表等に関し必要な事項を定めるとともに、その他所要の改正を行うためのものであります。

議案第6号の十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文を整理するためのものであります。

議案第7号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うためのものであります。

議案第8号から議案第13号までの平成28年度十和田地域広域事務組合一般会計予算並びに各特別会計予算について申し上げます。予算の編成に当たっては、事務事業の緊急性、重要性及び経済性を勘案いたしまして、構成市町村の財政負担の軽減を図るため、限られた財源の中でできる限りの経費節減に努めました。

議案第8号の平成28年度十和田地域広域事務組合一般会計予算から申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,623万7,000円とし、前年度当初予算と比較いたしますと3.4%減の230万円の減額となりました。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金6,622万6,000円、歳出の主なものは議会費344万2,000円、総務費6,249万5,000円を計上いたしました。

議案第9号の平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,922万5,000円とし、前年度当初予算と比較いたしますと44.9%減の12億3,760万5,000円の減額となりました。歳入の主なものは、構成市町等からの負担金14億1,568万7,000円、組合債7,380万円となり、歳出の主なものは消防費14億4,732万1,000円、公債費6,989万4,000円を計上いたしました。債務負担行為並びに地方債については、見込み額を計上いたしました。

議案第10号の平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億387万6,000

円とし、前年度当初予算と比較いたしますと2.1%減の1,283万7,000円の減額となりました。歳入の主なもの、構成市町からの教育費負担金と給食費負担金で6億313万7,000円となり、歳出の主なものは教育総務費2億3,055万7,000円、給食事業費3億5,533万8,000円を計上いたしました。債務負担行為については、見込み額を計上いたしました。

議案第11号の平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,955万円とし、前年度当初予算と比較いたしますと4.1%増、3,693万2,000円の増額となりました。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金7億9,680万7,000円、使用料及び手数料1億1,306万5,000円、財産収入1,666万9,000円となり、歳出の主なものは衛生費9億2,754万9,000円を計上いたしました。

議案第12号の平成28年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,224万5,000円とし、前年度当初予算と比較いたしますと20.3%減の2,090万6,000円の減額となりました。歳入の主なものは、構成市町からの負担金7,691万2,000円、使用料及び手数料532万2,000円となり、歳出の主なものは衛生費4,386万1,000円、公債費3,788万4,000円を計上いたしました。

議案第13号の平成28年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,225万1,000円とし、前年度当初予算と比較いたしますと1.5%減の112万5,000円の減額となりました。歳入の主なものは、受託事業収入7,224万円となり、歳出の主なものは消防費に7,205万1,000円を計上いたしました。

議案第14号から議案第17号までの平成27年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、各会計とも決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行ったものであります。

議案第14号の平成27年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第2号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ221万5,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は6,632万2,000円となりました。

議案第15号の平成27年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,363万6,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は27億4,595万9,000円となりました。地方債については、見込み額を計上いたしました。

議案第16号の平成27年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ52万7,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は6億2,268万7,000円となりました。

議案第17号の平成27年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,404万4,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は8億7,857万4,000

円となりました。

次に、議案第18号の十和田地域広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の降給の事由及び手続を定めるとともに、その他所要の改正を行うためのものです。

議案第19号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、地方公務員法の一部改正等に伴い、級別基準職務表を定め、人事評価の結果に応じて昇給及び勤勉手当の支給を行うこととする等、所要の改正を行うためのものです。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

発言の訂正について

- 議長（小川洋平君） 管理者。
- 管理者（小山田久君） 先ほどの提案理由の説明における字句の読み違い等につきましては、議長において処理くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（小川洋平君） ただいま管理者から発言訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

日程第3 議案第1号 十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（小川洋平君） これより議案の審議に入ります。
日程第3、議案第1号 十和田地域広域事務組合の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
13番。
- 13番（畑山親弘君） 議案第1号について質問いたします。
この1号議案は、2号及び3号議案とも関連いたしますけれども、国に対する行政不服審査法が、その関連法が改正されたために今回制定されたようでありまして、その一つは組合の情報公開に関する一部改正、そしてこれまで制定されていなかった個人情報保護条例の制定、そして今回その国のいろんな関連法が改正されたことに伴う行政不服審査条例を制定するという中身のようにありますが、それらの改正要点についてちょっとわかりやすく説明をいただければなど、こう思います。その1点でございます。
- 議長（小川洋平君） 東大野事務局長。
- 事務局長（東大野達也君） 今議員からご質問のありました情報公開条例、それからその他2件の条例の改正また制定について、全般的に含めてご説明をさせていただきます。

まず、議員からもありましたが、行政不服審査法は、行政側が許可をしたり免許を取り消したりするなどの公権力の行使に当たる行政の処分に対して不服がある場合、2点目は法令に基づき申請したにもかかわらず、相当の期間内に処分をしない、なかなか答えを出さないという行政庁というのは行政側のこととなります、行政庁の不作为というそうですが、不作为に対して不服がある場合、この2点に対し行政側に対して不服申し立てをする制度について定めた法律でございます。

この制度の法改正については、公正性や利便性の向上を図る観点から、50年ぶりの法律の見直しにより全部改正され、平成28年4月1日に施行されることとなっております。それにあわせ関連条例を改正、制定するということとなります。この法律の主な改正点が当組合の条例に関係してまいりますので、その点についてご説明いたします。

まず、不服申し立てを行った審査請求人というのは国民側でございますが、とその不服申し立ての対象となる処分を行った行政側を行政庁といいます、の主張を公正に審理する審理員という制度を新たに設けましたと。これは行政庁の中に新たに審理員という制度を設けました。

次に、不服申し立てに対する審査庁、これは当組合では管理者に当たります。1人を指名すると管理者ということになりますが、その結果裁決を行う場合に、諮問を行って答申する有識者から成る第三者委員会の行政不服審査会の設置が新たに義務づけられました。先ほど言った審理員が新たにつくられた、それから第三者委員会が新たにつくられたということが大きな制度上で変わった部分でございます。

さらに、不服申し立てを行うことができる期間が現行の60日以内から3カ月以内に延長されたと、国民からの不服申し立ての期間が伸びたということが主な改正となっております。

この法律により、地方公共団体の条例において第三者機関である行政不服審査会の組織と運営に関して定めることとなりました。このたび行政不服審査条例をそのために制定するものでございます。

なお、情報公開や個人情報に関する開示請求、こちらは不服審査というよりも開示請求については、当組合では年に1度あるかないかというところでございますが、開示請求が少ないという状況であり、そういう状況であればさらにその上の審査請求もほとんどないような状況でございますので、その審査請求があった場合にその審査を行政不服審査会と一緒に一つの組織で審査していくということ等について情報公開条例、個人情報保護条例を改正するというところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） 大変ありがとうございました。行政庁に対する不服申し立て制度、今事務局長がおっしゃるには、余り当地域においては例がないようですが、国ベースではかなりあるというふうにも聞いていますし、これまでこういう事案に係る事案というのはございましたでしょうか。

○議長（小川洋平君） 東大野事務局長。

○事務局長（東大野達也君） 先ほども申し上げましたが、通常の情報公開の開示請求については1年に1回あるかないかということで、ここ10年ぐらいで5件ほど、通常の

開示請求はございました。その開示請求がこれでは不足だとか、この開示請求のあり方ではないとか、もっとしてほしいという審査請求等に関することについては今までございません。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 十和田地域広域事務組合個人情報保護条例の 制定について

○議長（小川洋平君） 日程第4、議案第2号 十和田地域広域事務組合個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 十和田地域広域事務組合行政不服審査条例の 制定について

○議長（小川洋平君） 日程第5、議案第3号 十和田地域広域事務組合行政不服審査条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 十和田地域広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（小川洋平君） 日程第6、議案第4号 十和田地域広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 十和田地域広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平君） 日程第7、議案第5号 十和田地域広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議長(小川洋平君) 日程第8、議案第6号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長(小川洋平君) 日程第9、議案第7号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 平成28年度十和田地域広域事務組合一般

会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第10、議案第8号 平成28年度十和田地域広域事務組合一般会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第11、議案第9号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番。

○3番（高坂 茂君） 予算書の何ページですか……予算書の表の11というところですけども、説明欄のところに救急救命士訓練事業というのがありますね、項目。167万円計上されております。この救急救命士の事業の内容についてちょっと説明いただきたいと思えます。

こういうことで、これ資料の2のほうにも内容が書かれてあります。こちらのほうにも4ページですか、養成、これは研修ということなのでしょうけれども、この救命士というのは、これは多分必要だと思います。救急医療のところですね、医療行為ができるということなのでしょうけれども。何しろ研修の中身については6カ月間の研修ということになります。かなりの時間ですから、6カ月間の間拘束されてやるのか、それとも何カ月間にわたってやるのか。それから、どのぐらいの人数が現在いて、あとどのぐらいの人数が必要なのか。ということは、本部、それから六戸、それから十和田湖、湖畔ですか、4カ所あるわけで、そういったところのこれからの事業内容としてどのような展開していくのか、それをまず一つお聞きしたいと思えます。

○議長（小川洋平君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（小川洋平君） 休憩を解いて会議を開きます。

消防長。

○消防長（中居雅俊君） 救急救命士の人数についてのご質問に私のほうからお答えいたします。

2月1日現在、有資格者は32名おります。うち実働の人数は27名というふうな状況になってございます。これから実働を30名を一つの目安にして継続的に養成をかけてまいりたいと、そのように考えております。

それから、救急救命の研修でございますが、6カ月というふうなことで、これは継続しての研修となります。

私のほうからは以上です。

○議長（小川洋平君） 答弁。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（小川洋平君） 休憩を解いて会議を開きます。

次長。

○次長（竹ヶ原英夫君） 予算の内容についてご説明申し上げます。

救急救命士には、先ほど消防長が答弁されたように、資格を取るために東京のほうで6カ月研修を受けるという一つの研修がございます。なお、資格を取った後でも生涯にわたって研修を受けなければなりません。したがって、有資格者が医療機関において研修を受けるためには経費が必要となります。現在実働している二十数名の職員が救急救命士としての技術をそのまま継続し、なおかつ技術を高めるために医療機関で研修するための経費でございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 3番。

○3番（高坂 茂君） そこら辺はよくわかりました。6カ月間の東京での研修ということで、かなりこれは住民にとっても研修者にとっても負担になると思います。

そして、1点は、このぐらいの経費をかけて、実際国家試験ですので、100%の国家資格を取得できるものか、こういった単純な疑問も出てくるわけです。

それともう一点は、32名現在あるということなのですが、それと継続して研修を受けなければならないというのは、もう一つ、多分我々の近くでこの救命士というのは救急医療に携わっているわけなのですけれども、AEDがありますよね。心拍停止の場合、そういった現状の中でどのぐらいのAEDを使用される頻度というのですか、ということは私の近くでもそういう事案がありました。ただそのときは、救急車が来たときはもう息絶えていたということで、我々の近くにおいても、田舎の場合ではAEDという

のを配置している場所がないわけです。そういったところで、この現状をどういうふう
に考えているのか。そういうのがあると処置できるわけなのですから、AEDの設置と
か、またその使い方、そういう啓蒙、啓発活動をどういうふうに考えているのか、そこ
ら辺現状とか教えていただければと思います。2点です。

○議長（小川洋平君） 次長。

○次長（竹ヶ原英夫君） 救急救命士の国家試験の合格率等についてお答えいたします。

全国の研修の中では数名の者が国家資格取得に至らないというケースがあるように聞
いております。私どもの十和田地域に関しては、今まで国家資格不合格者は一人もござ
いません。全員合格しております。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 警防課長。

○警防課長（高森仁史君） ただいまのAEDの設置状況についてお答えいたします。

AEDに関しましては、届け出義務がありませんので、正確な数値ではありませんが、
現在消防で把握しているのは主に公的機関の72台、十和田市が56台、六戸町が16
台でございます。

AEDの頻度に関しては、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 3番。

○3番（高坂 茂君） 救急救命士、これについては今後とも資格者の養成に力を入れて
いただきたいと思います。

それと、先ほどの話でAEDなのですけれども、やはり我々もその場において実際使
うのであれば非常に困惑すると思うのです。そういうことで、積極的に講師の方とい
うのですか、そういう方を派遣するようなシステムをとって、小さいところでも例えば我
々は公民館なのですけれども、そういったところにも設置できるような、そういう指導、
そういう啓発活動は必要ではないのかと。でないと、何しろ最近では心肺停止、心筋梗塞
ですか、そういうのがかなり右肩上がりです。ふえてきていますので、そういった事
態に遭遇することがあると思いますので、せっかくそういう資格を持っている人がい
っぱいいるわけですので、ぜひともこういう活動をやっていただきたい、そのように
思いまして質問を終わりたいと思います。

○議長（小川洋平君） 要望でよろしいですか。

○3番（高坂 茂君） いいです。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） ことしに入りまして、私の地元の切田地区なのですけれども、
そこで火事がありました。この前、高清水地区にまた火事があったのですけれども、
どちらも単身の老人世帯でございました。両方とも全焼でございました。常備消防、
非常備消防が消火活動に全力を尽くしたわけなのですけれども、そういう全焼とい
うことになったわけで、被災者には心からお見舞いを申し上げます。そのとき耳
に入った情報によりますと、消火栓があれば、あるいは防火水槽があればというお
話がありました。

そこで伺いたいのですけれども、防火水槽とか消火栓は設置基準というのですか、そ

ういうものがありますでしょうか。

○議長（小川洋平君） 警防課長。

○警防課長（高森仁史君） ただいまの畑山議員のご質問にお答えいたします。

まず第1に、消火栓、防火水槽は市町村が設置することになっております。そのほかに土地の開発行為に伴い、事業者が設置する場合がございます。消防水利は市街地はほぼ充足しておりますが、市街地以外のその他の地域に関してはまだまだ100%ではございません。消防としては、消防の水利が著しく不足している地域を調査して、十和田市、六戸町に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） そうすると、今のお答えによりますと、防火水槽とか、それから消火栓については明確な設置基準がないということで、そのように理解してよろしいですか。

○議長（小川洋平君） 警防課長。

○警防課長（高森仁史君） 消防水利の基準というものがございます。その中には、市街地、準市街地、その他の地域に分けて、またその市街地並びに準市街地には商業地域、工業地域とかがございます。そういうものに応じて、例えば半径100メートル、半径120メートルとかという距離が決まっております、それに基づいて設置しております。

○議長（小川洋平君） 次長。

○次長（竹ヶ原英夫君） 若干補足をさせていただきたいと思えます。

防火水槽、消火栓の設置基準についてでございますが、防火対象物からというふうな何メートル以内という基準はございます。基準はそういう基準でございます。

以上です。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） 今のお答えですと、防火対象物から何キロ以内ということのようでもありますけれども、では市街地は先ほどの答弁ですと充足していて、それ以外の地域は必ずしもそうでないのだということでした。たまたま今回の火事を見ても、市街地以外の農村部という地域なわけでありまして。今の状態ですと明確な基準がそういうことからいけばないようなのですが、水路とか水利に用いる水がなければ、そのまま火事を、消火栓とか防火水槽等がなければ全焼するのを見守っているしかないというふうな感じかと思うのです。これは、今後の防火体制のあり方として必ずしもよいというわけではない。やっぱり不安があると思うので、その辺について今後どのような考えで進めていくのか、もしまとまった考えがあるのであればお知らせください。

○議長（小川洋平君） 警防課長。

○警防課長（高森仁史君） ただいまの畑山議員のご質問にお答えします。

まず、消防としては、消防水利の著しく不足している地区を警防調査して、十和田市なり六戸町に設置を要望しております。また、水利事情が不足している地域が確かにございます。そういうところは、十和田消防署に配置している水槽車、1万リットル水を積載しております、を同時出動させるとともに、火災発生場所の周辺にある河川や用水

路、これも消防水利として活用できますので、そういうものを活用しております。

また、さらに消火用の確保が困難な場合には、十和田地区清掃業者連絡協議会と協定を結んでおります。著しく水が足りなくなってくると、水槽専用車7台を協力要請することになっております。それでもなおかつ対応できない場合に関しては、十和田市上下水道部の給水車の協力も要請できることになっております。

以上でございます。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) 暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○議長(小川洋平君) 休憩を解いて会議を開きます。

14番。

○14番(戸来 伝君) 消火栓の場合は今言ったようなことでわかるのですが、防火水槽ですか、これは今後設置をしていくという考え方なのですか。

○議長(小川洋平君) 警防課長。

○警防課長(高森仁史君) 先ほども申しあげましたけれども、消火栓、防火水槽に関しましては市町村が設置することになっております。消防に関しては、市から場所、消火栓、防火水槽をどこにつけたらいいかという相談があった場合に関して対応しております。

以上でございます。

○議長(小川洋平君) 14番。

○14番(戸来 伝君) 防火水槽は、余り設置しないという考え方を伝えていませんでしたか。消火栓はわかりますよ、先ほど説明したとおり。これからも防火水槽は必要に応じてつくるという意味合いですか。私はそう解釈していなかったのだけれども。

○議長(小川洋平君) 消防長。

○消防長(中居雅俊君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、防火水槽というふうなことではなくて、消防のほうとすれば消火栓を主とした形で市のほうに情報提供あるいは要望してまいりたいというふうに考えています。

○議長(小川洋平君) 14番。

○14番(戸来 伝君) 13の消防設備費のところなのですが、水槽つき消防ポンプ車の購入ありますよね。どのぐらい大きさとか、どのぐらいのものか、どこに常備するか、あるいは現在あるのはもう使用不能でという考え方なのかお知らせください。

○議長(小川洋平君) 警防課長。

○警防課長(高森仁史君) ただいまの戸来議員のご質問にお答えいたします。

まず第1に、新しく購入する消防車に関しては十和田湖消防署に配置する予定でございます。現在の十和田湖消防署の車両は、予備車として活用する予定でございます。

消防車の大きさに関しては、現在の十和田湖署に配置されている消防車とほぼ同じぐ

らいの大きさでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 14番。

○14番（戸来 伝君） 同じと言ってもわからないから、例えば何トンクラスとか、水槽が何百リッターとかという説明をしていただければ助かります。

○議長（小川洋平君） 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（小川洋平君） 休憩を解いて会議を開きます。

次長。

○次長（竹ヶ原英夫君） 予算のほうに計上している消防ポンプ自動車についてご説明申し上げます。

4輪駆動を予定しております。水量は1,500リッターの水量を積める車両を予定しております。

車両の全長は7メートル50以下の車両で、幅は2メートル40以下、高さは3メートル2センチ以下、ホイールベースは3メートル以上4メートル300未満、ディーゼルエンジンで……大きさについては車両の長さ、幅の指定でございますので、大きさについてはこの範囲におさまる寸法で考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第12、議案第10号 平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

- 議長（小川洋平君） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平君） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
-

日程第13 議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算

- 議長（小川洋平君） 日程第13、議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平君） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平君） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
-

日程第14 議案第12号 平成28年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算

- 議長（小川洋平君） 日程第14、議案第12号 平成28年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 議長（小川洋平君） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平君） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組合十
和田市消防団事務受託事業特別会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第15、議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組
合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番。

○3番（高坂 茂君） この受託事業について、私ちょっと中身がわかりませんので、ど
ういった内容のものなのでしょう、教えていただきたいと思えます。

○議長（小川洋平君） 次長。

○次長（竹ヶ原英夫君） 受託事業の内容についてご説明申し上げます。

十和田市消防団の財産の取得に関する事務以外の消防団の車両の整備、屯所の保守管
理、消防団員に対する報酬の支給等々の業務を行っております。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 平成27年度十和田地域広域事務組合一
般会計補正予算（第2号）

○議長（小川洋平君） 日程第16、議案第14号 平成27年度十和田地域広域事務組
合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 平成27年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)

○議長(小川洋平君) 日程第17、議案第15号 平成27年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 平成27年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)

○議長(小川洋平君) 日程第18、議案第16号 平成27年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 平成27年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）

○議長（小川洋平君） 日程第19、議案第17号 平成27年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 十和田地域広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平君） 日程第20、議案第18号 十和田地域広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平君） 日程第21、議案第19号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(小川洋平君) 以上をもちまして本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成28年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小川洋平

同 議員 畑山親弘

同 議員 戸来伝